

20 内閣府 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1059010	・NPO法人の利益配分と認定NPO法人要件の緩和。		<p>・現行法で規制されているNPO法人の利益配分について、一定の要件(限定された地域の限定されたNPO法人と各事業の収益補完としての認定NPO法人を含む事業体)を満たしている場合、特定事業間の利益配分としての相互補完を可能とする。</p> <p>・寄付金に頼らず、事業からの収入を主とする為、認定NPO法人の要件であるPST基準を緩和する。</p>	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室戸市羽根町内の110万坪(個人所有)で、下記6つのNPO法人による事業を実施し、相互の利益や損失を補完することで、一事業でのリスク分散とシナジー効果によって各事業の継続的安定を図り地域の活性化に貢献する。</li> <li>・寄付金にたよらず、主たる経常収入金額を事業の収入で賄う事業モデルの為、認定NPO法人の要件の一つであるPST基準が適合しないNPO事業である。</li> </ul> <p>【措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となるNPO法人が限定されていることより、利益配分の緩和措置によって、事業の安定化を図る。</li> <li>・事業の情報公開と県 &amp; 住民のチェック機能によって、事業の透明性を図る。</li> </ul>	地域活性化モデル事業	(株)ドゥブラン	高知県	内閣府
1070010	省庁対抗省エネ合戦ならび自治体対抗省エネ合戦		内閣府が主体となって通達を出す	<p>現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中に「一人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。従来の省エネルギーセンターが建物で進めてきた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にしかならない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間総エネルギー使用量を評価基準にして「1人当たりのCO2排出量」データを原単位に加えればより明確な判断が下せる。</p> <p>省庁対抗省エネ合戦は経済産業省すら腰を引くと判断されるアイデアだがここは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。</p>		NPO法人地球環境融合センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府
1073050	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について		<p>現行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO法人は活動資金の大半を寄付で賄っており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。</p> <p>社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求める。</p>	<p>【具体的な実施内容】</p> <p>NPO法人から株式会社への組織変更の容認</p> <p>【現状の課題】</p> <p>NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現</li> <li>②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる</li> </ol>		株式会社/パソナグループ シャドーキャビネット	東京都	法務省 内閣府